

## 介護老人保健施設 実地指導結果

平成28年10月24日現在(「事業所所在地」「事業所名」は実地指導日現在)

申請者名	事業所所在地	事業所名	実地指導日	文書による指摘の内容	指摘に対する 是正状況	備考
社会福祉法人 黒潮福祉会	四万十市中村	老人保健施設 治優園	H28.9.14	1 施設サービス計画の原案の内容及び施設サービス計画の変更について、文書による入所者の同意を得ていない事例が認められた。 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容及び施設サービス計画の変更について入所者又はその家族に対して説明を行い、文書により当該入所者の同意を得ること。 (高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成25年高知県条例第11号)第18条第7項及び第12項)	改善措置済	